

杉並区児童虐待の防止等に関する法律施行細則を公布する。

令和8年10月30日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第122号

杉並区児童虐待の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）の施行に関し、児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成12年政令第472号）及び児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成20年厚生労働省令第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分を証明する証票)

第2条 法第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6に規定する身分を証明する証票は、杉並区児童福祉法施行細則（昭和40年杉並区規則第16号）第16号の17様式によるものとする。

(出頭要求の告知)

第3条 法第8条の2第2項の規定による同条第1項に規定する出頭要求の告知は、出頭要求告知書（第1号様式）により行うものとする。

(再出頭要求の告知)

第4条 法第9条の2第2項において準用する法第8条の2第2項の規定による法第9条の2第1項に規定する再出頭要求の告知は、再出頭要求告知書（第2号様式）により行うものとする。

(許可状の請求)

第5条 法第9条の3第3項の規定による許可状の請求は、臨検・搜索許可状請求書（第3号様式）により行うものとする。

(警察署長に対する援助の要請)

第6条 法第10条第1項の規定による援助の要請は、援助要請書（第4号様式）により行うものとする。

(指導勧告)

第7条 法第11条第4項の規定による勧告は、指導勧告書（第5号様式）により行うものとする。

(面会等の制限の通知)

第8条 児童相談所長は、法第12条第1項の規定により児童虐待を行った保護者について当該児童との面会若しくは通信の全部若しくは一部を制限する措置を採ったとき又は同条第3項の規定により児童虐待を行った疑いがあると認められる保護者について当該措置を採ったときは、当該里親又は児童福祉施設の長等には面会・通信制限措置通知書（第6号様式）により、当該保護者には面会・通信制限措置決定通知書（第7号様式）により、それぞれ通知しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の措置を解除したときは、当該里親又は児童福祉施設の長等には面会・通信制限措置解除通知書（第8号様式）により、当該保護者には面会・通信制限措置解除決定通知書（第9号様式）により、それぞれ通知しなければならない。

(接近禁止命令)

第9条 法第12条の4第1項の規定による命令は接近禁止命令書（第10号様式）により、同条第2項の規定による更新の通知は接近禁止命令更新通知書（第11号様式）により行うものとする。

2 法第12条の4第3項に規定する聴聞については、杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年杉並区規則第79号）の規定を準用する。

3 法第12条の4第6項の規定による命令の取消しは、接近禁止命令取消書（第12号様式）により行うものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

出 頭 要 求 告 知 書

第 号
年 月 日

様

杉並区長



児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定により、下記のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

記

出頭を求め られる者	住 所 (主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める 日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
同伴すべき 児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める 理由となった 事実の内容		
連 絡 先 住 所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査の拒否等をした場合には、同条第2項の規定によりみなして適用される児童福祉法第61条の5第2項の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合は、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

再出頭要求告知書

第 号
年 月 日

様

杉並区長



児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定により、下記のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

記

出頭を求められる者	住 所 (主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める 日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
同伴すべき 児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める 理由となった 事実の内容		
連 絡 先 住 所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定により、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合は、 月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

第3号様式（第5条関係）

臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第3項の規定により、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求します。

記

1 保護者の氏名及び生年月日

年 月 日生（ 歳）

2 臨検又は捜索すべき場所

3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日

年 月 日生（ 歳）

4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料

5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料

6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料

7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

8 日の出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

第4号様式（第6条関係）

援 助 要 請 書

第 年 月 日 号

様

印

児童虐待の防止等に関する法律第10条第1項（前段 後段）の規定により、下記のとおり援助を要請します。

記

対象児童	氏 名		生 年 月 日	年 月 日（ 歳）男・女
	住 所			
	就 学 状 況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組		
保 護 者	氏 名	年齢（ 歳） 子どもとの続柄（ ）		
	職 業			
	住 居 の 状 況	①独立家屋・集合住宅 ②鉄筋・木造		
児 童 の 状 況		・誰から ・いつから ・どんなふうに ・どのように		
要請する援助の内容				
援助を要請する理由				
援 助 が 必 要 な 日		年 月 日		
そ の 他				
担 当 者 ・ 連 絡 先				

指 導 勸 告 書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



児童虐待の防止等に関する法律第11条第4項の規定により、児童福祉法第27条第1項第2号の規定による児童福祉司等の指導を受けるよう下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容

指 導 担当者	職 名	氏 名	職 務 場 所	摘 要

面会・通信制限措置通知書

第 号
年 月 日

様

杉並区児童相談所長



児童虐待の防止等に関する法律（第12条第1項 第12条第3項）の規定による制限の措置を採りましたので、下記のとおり通知します。

記

対象となる児童	氏 名	制限を受ける保護者	氏 名 (名 称)	続 柄	備 考
制限を行 う理由 となつた 事実					
制限する 内容	面会の 全部・一部 () 通信の 全部・一部 ()				
担当児童福祉司					

面会・通信制限措置決定通知書

第 号
年 月 日

様

杉並区児童相談所長



児童虐待の防止等に関する法律（第12条第1項 第12条第3項）の規定による制限の措置を採りましたので、下記のとおり通知します。

記

制限を受ける者	住 所 (主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
制限を行う理由 となった事実		
制 限 す る 内 容	面会の 全部・一部 () 通信の 全部・一部 ()	
対象となる児童	住 所 又 は 居 所	
	氏 名	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連 絡 先 住 所 連絡先電話番号		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第8条関係）

面会・通信制限措置解除通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区児童相談所長



年 月 日付 第 号により決定した児童虐待の防止等に関する法律（第12条第1項 第12条第3項）の規定による制限の措置を解除したので、下記のとおり通知します。

記

対象となる児童	氏 名	制限を解除される保護者	氏 名 (名 称)	続 柄	備 考
解 除 の 時 期		年 月 日			
制限を解除する理由					
解除する制限の内容		面会の 全部・一部（ ） 通信の 全部・一部（ ）			
担当児童福祉司					

第9号様式（第8条関係）

面会・通信制限措置解除決定通知書

第 号
年 月 日

様

杉並区児童相談所長



年 月 日付 第 号により決定した児童虐待の防止等に関する法律（第12条第1項 第12条第3項）の規定による制限の措置を解除したので、下記のとおり通知します。

記

制限を解除される者	住 所 (主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
制限を解除する理由		
解除する制限の内容	面会の 全部・一部 () 通信の 全部・一部 ()	
対象となる児童	住 所 又 は 居 所	
	氏 名	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

接近禁止命令書

 第 号
 年 月 日

様



児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第1項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同法第17条の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令を受ける者	住 所 (主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
命 令 の 内 容	杉並区長又は杉並区児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令をする理由 となった事実		
命令の有効期間	本日から 年 月 日まで	
対象となる児童	住 所 又 は 居 所	
	氏 名	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連 絡 先 住 所 連絡先電話番号		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

接近禁止命令更新通知書

第 年 月 日 号

様

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定により、 年 月 日付 第 号による接近禁止命令に係る期間を更新したので、下記のとおり通知します。

なお、この期間が更新された命令に従わない場合は、同法第17条の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令を受ける者	住 所 (主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
命 令 の 内 容	杉並区長又は杉並区児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令に係る期間を更新する理由となった事実		
更新前の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
更新後の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
対象となる児童	住 所 又 は 居 所	
	氏 名	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

接近禁止命令取消書

第 号
年 月 日

様

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定により、 年 月 日付 第 号による接近禁止命令を、下記のとおり取り消します。

記

命令を取り消される者	住 所 (主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
命 令 の 内 容	杉並区長又は杉並区児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身邊につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令を取り消す理由		
対象となる児童	住 所 又 は 居 所	
	氏 名	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		